

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和4年10月25日

大磯町地域福祉計画策定に向けた進捗状況について

資 料

1	経緯	1
2	策定体制等	1～2
3	策定スケジュール	2
4	大磯町地域福祉計画の体系・骨子について	3
	参考資料	4

福祉課

大磯町地域福祉計画策定に向けた進捗状況について

1 経緯

大磯町地域福祉計画（以下「計画」という。）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「法」という。）第 107 条及び、大磯町第 5 次総合計画を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものです。

高齢者、障がい者、児童のように対象者を特定するものではなく、「大磯町に住む、すべての人々」を対象とし、町民、福祉関係団体、事業者等と行政の協働とパートナーシップによる地域福祉の計画的な推進を図るため、地域福祉の「理念」と「しくみ」を定める計画として策定します。

昨年度には、計画策定に向けたアンケート調査を実施し、今年度設置した、「大磯町地域福祉計画策定委員会」において、計画内容について議論してきたところ、今般計画の体系・骨子を作成したことから、その内容及び今後の策定スケジュール等について報告するものです。

2 策定体制等

(1) 策定委員会

- ・ 学識経験者 1 人
- ・ 社会福祉団体・社会福祉施設等 7 人
- ・ 区長連絡協議会 1 人
- ・ 関係行政機関 1 人
- ・ 公募町民 1 人
- ・ 医師会 1 人
- ・ 関係各課（町職員） 3 人

※詳細は参考資料のとおり。

(2) アンケート調査

令和 3 年度において、法第 107 条第 1 項各号の項目を盛り込んだアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめました。

ア 調査の概要

- ・ 調査対象：20 歳以上の大磯町民 2,000 人を無作為抽出
- ・ 調査期間：令和 4 年 2 月 3 日～2 月 18 日
- ・ 回収結果：有効回答 905 通、回答率 45.2%

イ 調査結果（ポイント）

- ・ 近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせれば、あいさつをする」が約 5 割と最も多く、今後の地域の人との付き合いの考えについては「隣近所の人との付き合いを大切にしたい」が約 5 割と最も高く、次いで「地域全体を良くす

る活動については、協力し合って行いたい」となっており、近所づきあいや地域活動へ参加の重要性を感じている町民が多いことがうかがえる。

- ・ 約7割の町民が福祉に関心があり、住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるためには、「地域の人々が知り合う機会を増やす」「地域の自治会活動やボランティア活動への参加促進や活動支援」「支え合う地域づくりに関する意識啓発」などが求められている。
- ・ 地域でしてほしい手助けについて、「安否確認の声かけ」が5割となっている。また、社会的孤立の課題に対して地域住民の一員として、できることとして「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が約5割と最も高く、次いで「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」が3割となっており、地域の課題に対する取り組み意向がうかがえる。
- ・ 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題として、「災害時の助け合い」が7割以上と高くなっている。一方、身近な地域の防災活動への参加状況をみると、参加したことがない人が約4割となっている。
- ・ 高齢者、障がいのある人など災害弱者に対する対策として、特に取り組むべきことについて、「災害時の生活支援体制の確立」「災害時の情報伝達方法の確立」が約6割と高く、「高齢者や障がいのある人などに配慮した支援物資の確保」が5割となっている。

3 策定スケジュール

- ・ 令和4年7月5日（第1回計画策定委員会）
計画の策定概要・スケジュールの説明、令和3年度に実施したアンケート調査結果報告
- ・ 令和4年9月15日（第2回計画策定委員会）
計画策定に向けた大磯町の課題の報告、計画の体系・骨子の検討
- ・ 令和4年10月25日
福祉文教常任委員会協議会へ報告（次葉「4」参照）
- ・ 令和4年12月（第3回計画策定委員会予定）
計画の素案の提示・検討、パブリックコメントの実施概要の説明
- ・ 令和5年1月
パブリックコメント実施（法第107条第2項及び大磯町自治基本条例（平成23年大磯町条例第9号）第19条第4項）
- ・ 令和5年2月（第4回計画策定委員会予定）
パブリックコメントの結果報告、計画最終案の提示・検討
- ・ 令和5年3月
福祉文教常任委員会協議会へ報告（予定）
計画決定

4 大磯町地域福祉計画の体系・骨子について

地域福祉に関する方針・課題				大磯町地域福祉計画の体系		
大磯町の方針	国の方針	神奈川県の方針	大磯町の課題	基本理念	基本目標	基本施策
大磯町第五次総合計画基本構想・前期基本計画（令和3年3月） 【まちの将来像】 紺碧の海に緑の映える住みよい大磯 【まちづくりの基本理念】 ・郷土の誇りとくらしの親和 ・つながりと創生 【施策の大綱】 柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらすまちづくり 柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり 柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり 柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり 柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり 【前期基本計画】（2021年～2025年） 部門8 地域福祉 ○目指すべき姿 ・誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支え合うことができていく町 ・様々な関係機関が連携し合い、ともに支え合う自助・共助・公助のバランスがとれた安心してくらす町 [実現のための施策] ○地域福祉体制の充実 ・地域福祉の推進 ・地域福祉計画の策定 ・福祉教育の推進 ・相談支援体制の充実 ・成年後見制度の利用促進 ・地域福祉ネットワークの充実・強化 ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携 ・地域福祉活動や社会貢献活動の支援 ○地域福祉環境の整備 ・バリアフリー社会の推進 ・公共施設におけるバリアフリー化の推進 ・バリアフリー化の促進 ・「心のバリアフリー」の推進	社会福祉法の改正（令和3年4月）第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。 重層的支援体制整備事業の創設（令和3年4月） 支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月） ・市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされた。 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月） ・市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。	神奈川県地域福祉支援計画[第4期]（平成30～32年度）（平成30年3月） 【基本目標】 誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現 ～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～ 【施策体系】 1 ひとづくり (1)「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成 (2)地域福祉の担い手の育成 (3)福祉介護人材の確保・定着対策の推進 2 地域（まち）づくり (1)地域における支え合いの推進 (2)バリアフリーの街づくりの推進 (3)災害時における福祉的支援の充実 3 しきみづくり (1)福祉に関する生活上の課題への対応 (2)高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実 (3)生活困窮者等の自立支援 【今後取り組むべき重点事項】 ①「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成 ②福祉介護人材の確保・定着対策の強化 ③地域住民等の参加による地域共生社会の推進 ④誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進 ⑤災害時における福祉的支援の充実 ⑥市町村における包括的な支援体制の整備への支援 ⑦法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進 ⑧生活困窮者等の自立支援	○助け合い、支え合いの意識の醸成について ・だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進し、町民の助け合い、支え合いの意識の醸成が必要 ○地域福祉の担い手の育成・確保について ・町民を具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組を進めていくことが必要 ・地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要 ○地域の見守りについて ・気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていくことが必要。さらに、地域で支援を必要とする人を早期に発見できるように、民生委員・児童委員、自治会や地域の事業所などの協力のもと、組織的な見守り活動が必要 ○外出・移動支援について ・高齢者等においては交通手段がなく、買い物弱者対策が必要。障害の有無に関わらず、誰もが円滑に外出し、移動できるよう環境の整備に取り組むことが必要 ○防災、防犯対策について ・防災訓練等、地域での防災活動を周知と高齢者や障がいのある人、若者等より多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要。災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要 ・被害を未然に防ぐため、町ホームページなど活用して啓発活動を引き続き行うことが必要。関係機関が連携し、高齢者等の被害防止による見守りを継続していく必要。地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要 ○福祉に関する相談支援・情報提供体制について ・様々な相談機関の周知に努めること、新しい情報発信の手法を模索することが必要。福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化等が必要。 ○複雑化・多様化する福祉課題への対応について ・きめ細かなサービスの提供や充実と地域での助け合い、支え合いによる支援など包括的な支援体制の構築が必要 ○権利擁護の充実について ・成年後見制度の利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策等の取組が必要	誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合う自助・共助・公助のバランスがとれた安心してくらすまち おいそ	地域を支えるひとづくり	①啓発・広報活動の充実
						②多様な世代への福祉学習・教育の推進
						③交流活動の推進
						④地域福祉の担い手の育成・確保
					誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり	①見守り体制の強化
						②外出・移動支援の充実
						③安全・安心な環境整備
						④災害時や緊急時の支援体制の充実
						⑤防犯活動の推進
					適切な支援へつなげる体制づくり	①情報を届ける仕組みの充実
						②包括的な相談支援体制の充実
						③適切な福祉サービスの提供と質の向上
						④権利擁護の充実
						⑤関係団体との連携強化
						⑥重層的な地域福祉ネットワークの構築

大磯町地域福祉計画策定委員会委員名簿（令和４年度～）

任期：令和４年６月１日～令和７年５月３１日

（敬称略）

No.	区 分	委 員	団 体 名	備考
1	学識経験者	ほそだ み わ こ 細田 満和子	国際学園星槎大学	
2	民生委員児童委員協議会	すずき たかよし 鈴木 孝善	大磯町民生委員児童委員協議会	
3	民生委員児童委員協議会	さ の ち よ こ 佐野 千代子	大磯町民生委員児童委員協議会	
4	区長連絡協議会	こいずみ たかのぶ 小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会	
5	社会福祉協議会	たけうち きょうぞう 竹内 京 三	（社福）大磯町社会福祉協議会	
6	障がい者福祉施設	はぎわら かつ み 萩原 勝己	（社福）素心会	
7	高齢者福祉施設	やまだ まさお 山田 政雄	（社福）豊友会 特別養護老人ホーム大磯喜楽園	
8	児童福祉施設	やまだ かずのぶ 山田 和信	（社福）エリザベス・サンダース・ホーム	
9	関係行政機関	とみおか じゅんこ 富岡 順子	神奈川県平塚保健福祉事務所	
10	高齢者支援機関	さかもと よしふさ 坂本 佳絵	大磯町地域包括支援センター	
11	公募町民	わたなべ かずひこ 渡邊 一彦	公募委員	
12	医師会	きうち し のぶ 木内 忍	（一社）中郡医師会大磯班	
13	関係各課（町職員）	くまざわ かおり 熊澤 香織	町子育て支援課	
14	関係各課（町職員）	おがわ ま き の 小川 真木野	町スポーツ健康課	
15	関係各課（町職員）	ながおか ちあき 長岡 千明	町学校教育課	